

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

建設業、製造業をはじめとする中小企業の人材不足、技術継承、生産性向上及びデジタル化の課題に対し、外国人技術者の紹介やBIM／CIM等の専門性を有する事業者との連携を進めます。

b. 特定の商品やサービスの導入を先に決めるのではなく、顧客企業の事業課題、業務構造、組織能力及び将来の方向性を確認した上で、必要な人材、技術及び支援方法を共同で設計します。

c. IT実装支援

建設・土木分野におけるBIM／CIMをはじめとしたデジタル技術について、導入そのものを目的とせず、顧客価値、生産性、情報共有及び技術継承への効果を確認した上で、専門事業者と連携して導入及び活用を支援します。

d. また、顧客企業及び連携事業者が取り扱う企業情報、個人情報、技術情報等について、利用目的及び取扱範囲を明確にし、適切な情報管理に取り組みます。

e. 専門人材マッチング

建設業及び製造業等における技術人材不足に対し、外国人技術者を単なる人員補充として紹介するのではなく、企業が必要とする技術、役割、配置、育成及び受入体制を確認した上で、専門事業者と連携して適切な人材マッチングを支援します。

f. 人材の採用後も、外国人技術者が能力を発揮し、受入企業の技術継承及び組織能力の向上につながる関係づくりを重視します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他(任意記載)

当社は、取引先及び連携事業者を、単なる商品・サービスの供給者としてではなく、それぞれの専門性を持って顧客価値を共に生み出すパートナーとして位置づけます。

連携に当たっては、役割、責任、成果、情報管理、知的財産の取扱い及び対価の考え方を事前に確認し、一方に過度な負担やリスクが偏らない、公正で継続可能な関係の構築に取り組みます。

また、人材やデジタル技術の導入を目的化せず、顧客企業の経営判断を整理した上で、必要な専門性を結び付けることにより、顧客企業、連携事業者及び地域社会にとって持続的な付加価値の創出を目指します。

2026年8月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

オカダ・バイヤーズ・エージェント	代表 岡田敦
企 業 名	役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。